

上天草市告示第 57 号

上天草市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 21 日

上天草市長 堀 江 隆 臣

上天草市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 法第 23 条第 1 項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務の分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等（法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の管理又は活用に関する活動の実績を記載した書面
- (8) 法第 24 条各号に掲げる業務に関する計画書
- (9) 国税及び市区町村税の滞納がないことを証する書面
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第 3 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 23 条第 1 項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第 7 条第 1 項又は法第 25 条第 3 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものでないこと。
- (3) 上天草市暴力団排除条例（平成 24 年上天草市条例第 5 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなく

なった日から5年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

（４） 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

（５） 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

（６） 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

（７） 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

（８） 国税及び市区町村税の滞納がないこと。

2 法第23条第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）の期間は、市長が指定した日の属する年度から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

3 市長は、指定をしたときは、上天草市空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、上天草市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ上天草市空家等管理活用支援法人業務変更届出書（様式第4号）を市長に届け出るものとする。

（事業の報告）

第5条 支援法人は、事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なく、その事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 前2項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該支援法人に対し、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（指定の取消し）

第6条 市長は、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき又は不正な手

段により指定を受けたときは、当該指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項又は法第25条第3項の規定により指定を取り消す場合は、上天草市空家等管理活用支援法人指定取消書（様式第5号）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。